

お茶と宇治のまち歴史公園にかかる民事調停の進捗状況について

令和 5 年 1 1 月 1 6 日に報告いたしましたお茶と宇治のまち歴史公園整備運営費につきまして、民事調停の進捗状況について報告します。

1. 調停の概要

令和 5 年 9 月 2 6 日 S P C が民事調停申立書を京都地方裁判所に提出
令和 5 年 1 0 月 1 3 日 宇治市が民事調停申立書を受理

申立人 株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク（以下、S P C と言う。）
相手方 宇治市

2. 経過

(1) 調停 令和 5 年 1 1 月 1 7 日～令和 7 年 5 月 8 日まで 1 0 回開催

(2) 主張の内容

S P C の主張 6, 2 0 1 万 2, 9 8 0 円

令和 3 年 6 月 1 2 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

- ・令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症に伴い、不可抗力による影響があったことから、当初開園を予定していた令和 3 年 6 月 1 2 日から年度末までについて、「お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に係る契約書」（以下「契約書」と言う。）「別紙 10 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割 第 2 項 維持管理・運営期間」に基づき、当該年度に支払われるべきサービス対価 C 及至 F の 1 パーセントを超える損害部分の支払いを求める。

宇治市の主張 1, 1 3 4 万 9, 4 1 0 円

令和 3 年 6 月 1 2 日～8 月 2 0 日...不可抗力の対象ではない

- ・公園の芝の品種誤りによる修補等により開園を延期したため。

令和3年8月21日～9月30日…不可抗力の対象

- ・令和3年10月の収支を算定の基準額とする。
- ・開園後、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言発令により、宇治市がお茶と宇治のまち歴史公園交流館（以下交流館と言う。）の閉館を要請したため。

令和3年10月1日～令和4年3月31日…不可抗力の対象ではない

- ・緊急事態宣言は発令されず、宇治市として交流館の閉館要請をしていない。
- ・令和4年1月27日～3月21日の間は、同法に基づくまん延防止等重点措置が発令され、飲食を伴う体験事業について宇治市から中止の要請を行っているため、そのキャンセル分は負担に応じる。
- ・契約書「別紙7 サービス対価の構成及び支払方法 第4項 観光交流機能（ミュージアム）に関するリスク分担」（以下、需要変動リスク分担と言う。）の対象期間とする。

（3）調停案の提示

第10回調停（令和7年5月8日）

○調停案 2,142万4,933円

令和3年6月12日～9月30日

- ・令和3年9月から令和6年6月の収支平均を算定の基準額とする。
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う不可抗力の対象期間とする。
- ・芝の修補による影響分として100万円を減額する。

令和3年10月1日～令和4年3月31日

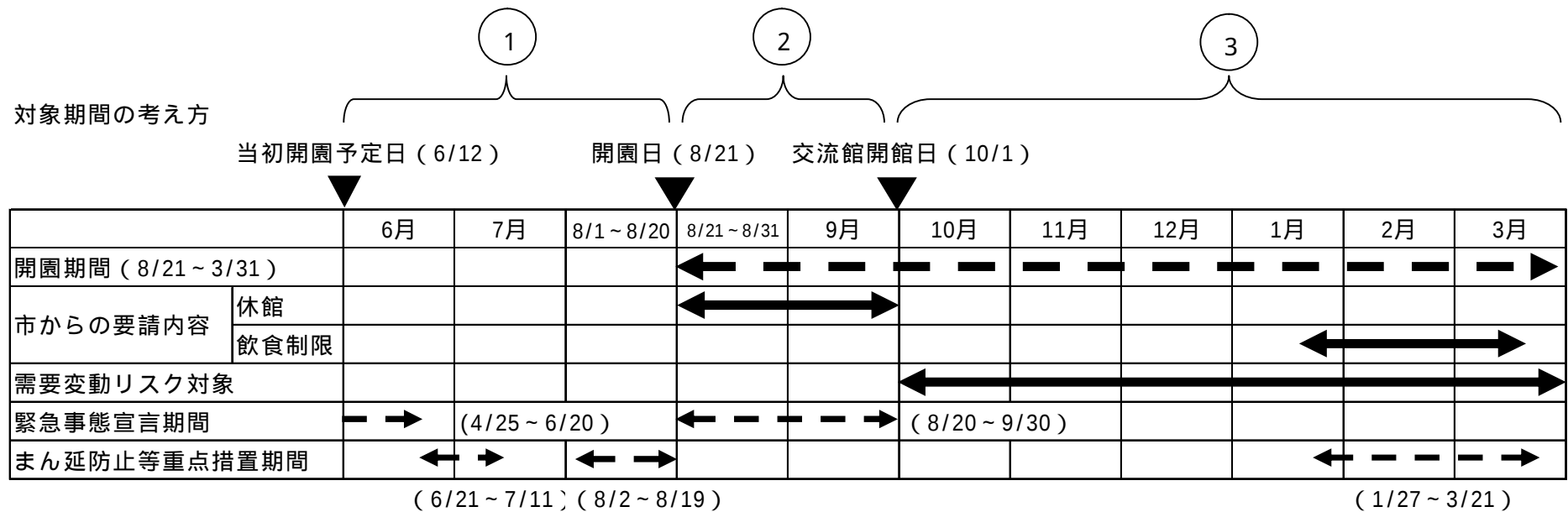
- ・需要変動リスク分担の対象期間とする。

令和4年1月27日～3月21日

- ・飲食を伴う体験事業について宇治市から中止の要請を行っているため、そのキャンセル分は市が負担する。

3. 今後のスケジュール

調停成立に向けた見通しが立ったことから、6月定例会に、議決を得るための議案及び解決金の補正予算案の提案を予定。



◎ 調停額と比較

	SPC	調停案	宇治市
① R3.6.12 ～R3.8.20 70日間	不可抗力分 62,012,980	不可抗力分－芝影響 7,621,643	対象外 (芝修補による開業遅延)
② R3.8.21 ～R3.9.30 41日間		不可抗力分 4,957,494	不可抗力分 3,435,498
③ R3.10.1 ～R4.3.31 182日間		需要変動分 8,845,796	需要変動分 7,913,912
負担額	62,012,980	21,424,933	11,349,410
調停案との差	△ 40,588,047		10,075,523

負担額の考え方	赤字全額を対象	収支のうちコロナ等影響分のみ対象
---------	---------	------------------

不可抗力分の算出方法 (契約書別紙10)		全ての期間の 実績赤字	期間中の実績赤字 －基準赤字 (R3.9～R6.6) (2,590,709円/月)	期間中の実績赤字 －基準赤字 (R3.10) (3,827,843円/月)
計 算 方 法	①の期間 (70日間)	全期間 ※③の期間を含む 収入 17,225,683 支出 79,638,124 赤字 62,412,441	実績赤字 14,666,630 基準赤字 6,044,987 (差 引 8,621,643) 芝 影 響 △1,000,000 (芝修補による開業遅延) 合 計 7,621,643	不可抗力対象外 (芝修補による開業遅延)
	②の期間 (41日間)	SPC負担分 △399,461 合計 62,012,980	実績赤字 8,712,591 基準赤字 3,540,636 (差 引 5,171,955) 体験休止分 185,000 SPC負担分 △399,461 合 計 4,957,494	実績赤字 8,712,591 基準赤字 5,062,632 (差 引 3,649,959) 体験休止分 185,000 SPC負担分 △399,461 合 計 3,435,498

需要変動の算出方法 (契約書別紙 7)		—	ミュージアムの収入が事業者提案の収入の10%を 超えて増減した分を市と事業者で折半	
計 算 方 法	③の期間 (182日間)	—	提案収入額22,779,391※ 10%分 2,277,939 実績収入額 2,809,860 10%超分 17,691,592 宇治市分 8,845,796	提案収入額20,708,538 10%分 2,070,854 実績収入額 2,809,860 10%超分 15,827,824 宇治市分 7,913,912

※提案収入額（税抜）を税込に補正したもの

契約書抜粋

不可抗力リスク分担

・別紙 10 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、維持管理業務及び運営業務に関して事業者者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価 C 及至 F の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

(参考:令和3年度)

サービス対価 C ~ F 39,946,152 円 × 1% = 399,461 円 …事業者が負担

需要変動リスク分担

・別紙 7 サービス対価の構成及び支払方法

4 観光交流機能(ミュージアム)に関するリスク分担

事業者は、需要変動に係るリスクを全て負うものとする。ただし、前年度に公表された宇治市観光入込客数統計・年別(1月1日~12月31日)の神社・仏閣(以下、「観光入込客数」という。)を基準として、当該年度に公表された観光入込客数が10%を超えて増減し、かつミュージアムの収入が、事業者から提案された当該年度の収入を基準として10%を超えて増減した場合、その増減した分を市と事業者で折半する。この折半部分については、翌年度第4四半期までのサービス対価 C で調整を行うものとする。

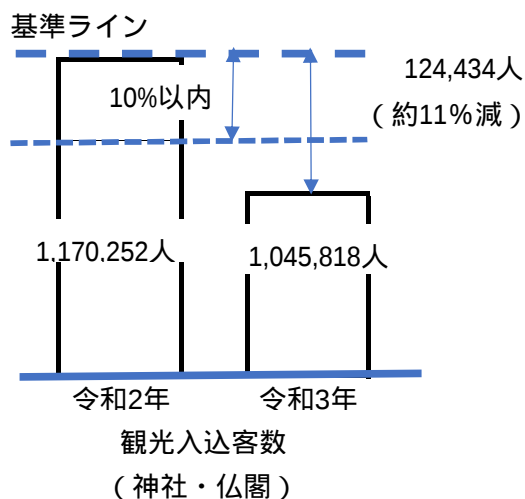
なお、観光入込客数が公表された年度に、本規定が適用された場合は、当該年度の前年度に公表された観光入込客数を基準とする。

(参考:令和3年度)

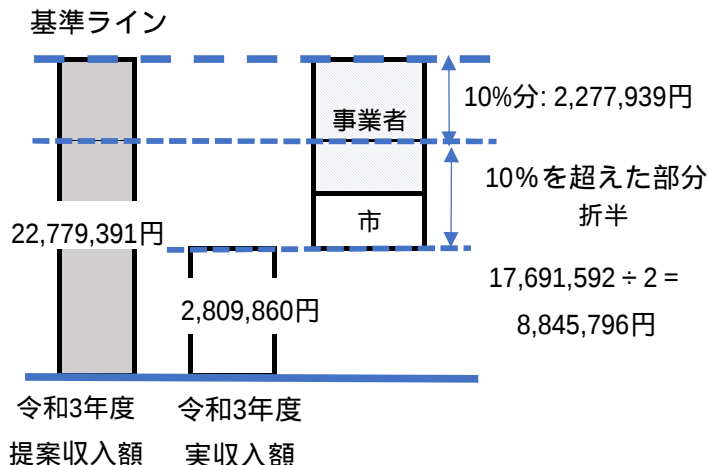
令和2年観光入込客数(神社・仏閣) 1,170,252 人

令和3年観光入込客数(神社・仏閣) 1,045,818 人 前年比 約11%減

【条件1】観光入込客数の比較

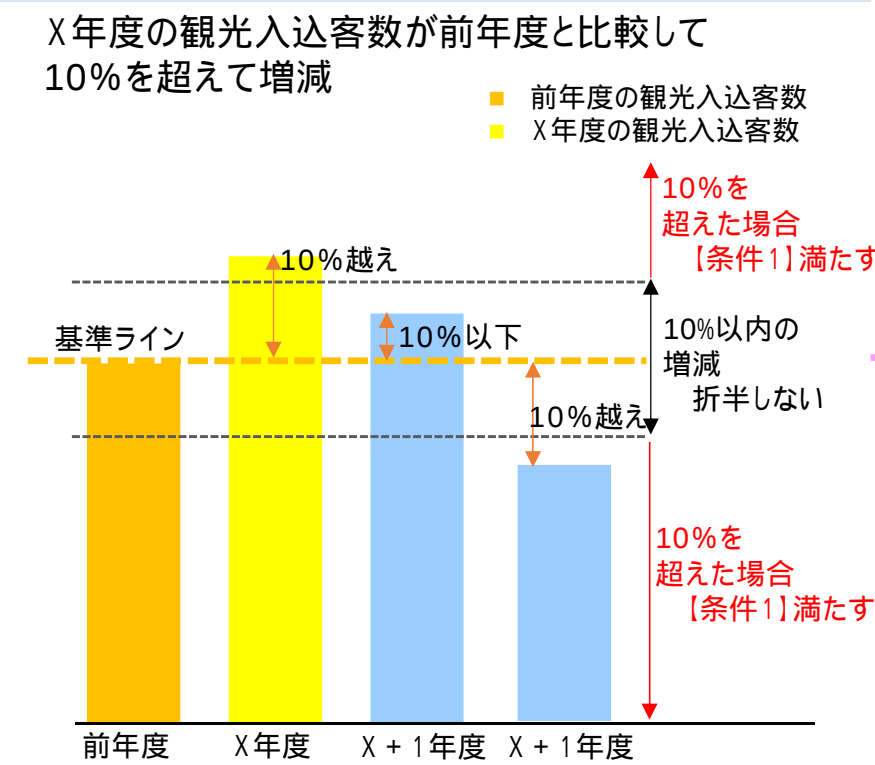


【条件2】収入額の比較



- ・事業者は、需要変動リスクにかかるリスクは全て負担
- ・ただし、以下の【条件1】及び【条件2】の両方を満たした場合には市と事業者で折半

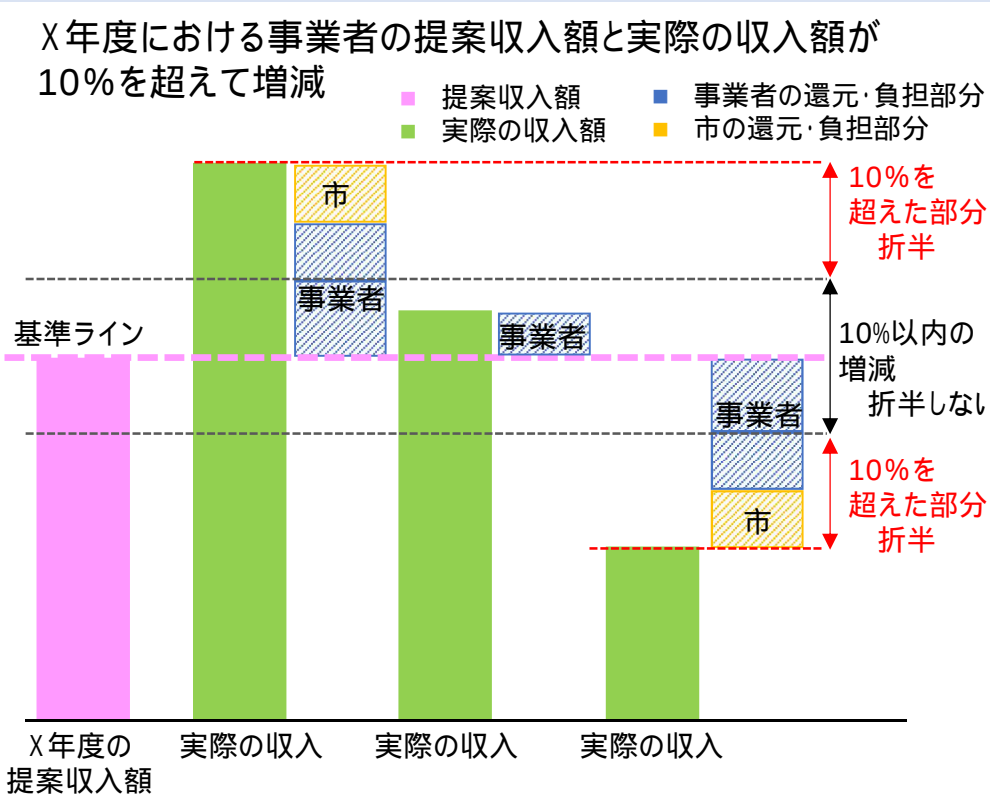
【条件 1】 観光入込客数（寺社・仏閣）の変動



本規定が適用された年度の翌年度においては、適用年度の前年度の観光入込客数を基準とする

例：X年度に本規定が適用された場合、
X + 1年度の観光入込客数の基準はX年度の前年度
X + 1年度 の場合、折半の【条件1】に満たさない
X + 1年度 の場合、折半の【条件1】を満たす

【条件 2】 提案収入額と実際の収入額の差



市と事業者が折半する部分は10%を超えて増減した部分とする

例：X年度提案に対し、実際の収入額が
実際の収入額が または の場合、折半の【条件2】を満たす
6 実際の収入額が の場合、折半の【条件2】に満たない
(事業者の収入・負担となる)